

令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託

プロポーザル募集要項

【留意事項】

令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の契約は行いませんので、予めご承知願います。
なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

令和6年2月

プロポーザル募集要項

本事業は、岐阜関ヶ原古戦場記念館において、関ヶ原の戦いや戦国時代をテーマとする集客力・発信力の高い各種展示、イベントを実施し、年間を通じて関ヶ原古戦場への誘客を促進すること、また、関ヶ原研究会の活動を通して、関ヶ原研究の深化を図るとともに、情報発信事業を行い、来館者等の関ヶ原研究への理解を促進することを目的とし、業務を委託するものです。

岐阜県（以下、「県」という。）では、本事業を効率的・効果的に行うための提案を募集します。

この募集要項は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 委託業務名

令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託

2 業務内容等

別添「令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までの間

4 委託費の上限

26,455,440円（消費税及び地方消費税を含む。）※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあつては、以下（1）～（10）までの全ての要件を満たすことが必要であり、共同体にあつては、全ての構成員が（4）及び（8）を除く全ての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（4）の要件を満たすこととし、（8）の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）役員に次の①又は②のいずれかに該当する者でないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項又は第174条の

- 2 第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法 199 条第 1 項又は第 200 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。)
- (4) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (5) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議（県が別に定める構成員により組織する「令和 6 年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託プロポーザル評価会議」のことをいう。以下同じ。）の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは受ける見込みがあること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。

2 企画提案書・見積書の作成

事業の企画を、「令和 6 年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託企画提案書（様式 1、2）」に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。なお、「同企画提案書（様式 1、2）」で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和 6 年 2 月 11 日（日）～同年 3 月 5 日（火）
② 募集要項等に関する質問受付	令和 6 年 2 月 11 日（日）～同年 3 月 5 日（火）
③ 参加申込受付期間	令和 6 年 2 月 11 日（日）～同年 3 月 5 日（火）
④ 企画提案書の受付期間	令和 6 年 2 月 11 日（日）～同年 3 月 12 日（火）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 6 年 3 月下旬 [予定]
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 3 月下旬 [予定]

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布期間：令和6年2月11日（日）から同年3月5日（火）まで
午前9時30分から午後5時まで（休館日を除く。）
- ② 配布場所：募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。
「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)
※紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越してください。
岐阜県観光国際部岐阜関ヶ原古戦場記念館企画課企画連携係
(〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55)

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 受付期間：令和6年2月11日（日）から同年3月5日（火）まで
- ② 提出方法：電子ファイル（ファイル形式は、Microsoft Word とする。）で作成した「(別紙1) 募集要項等に関する質問書」を記念館の電子メールアドレス (c23116@pref.gifu.lg.jp) に提出（※）すること。その他の方法による質問には回答を行わない。
※ 電子メールの件名に「【質問】令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託」と記載すること。
※ 「(別紙1) 募集要項等に関する質問書」を提出した後、受付窓口（「第8 問合せ先及び各種書類の提出先」のことをいう。以下同じ。）に電話により到達の確認をすること。
- ③ 回答：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。
「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(4) プロポーザル参加申込受付

- ① 受付期間：令和6年2月11日（日）から同年3月5日（火）まで（休館日を除く。）
午前9時30分から午後5時まで
- ② 提出書類
 - 令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託プロポーザル参加申込書(別紙2)
 - 法人に関する書類（共同体の場合は、全ての構成員の分を提出）
 - (ア) 法人概要書（別紙7）
 - (イ) 履歴事項全部証明書 ※提出日において、発行日から30日以内の原本。副本分については複写で可
 - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの（財務諸表）

(エ) 誓約書 (別紙8)

③ 提出部数

8部 (正本1部、副本7部)

④ 提出方法

第2の3の(4)の②の提出書類 (以下「参加申込書等」という。) を受付窓口まで持参又は特定記録郵便等、必ず配達記録が残る方法により提出 (上記①の受付期間内に必着) すること。

また、特定記録郵便等の場合は、受付窓口に電話により到達を確認すること。

※「共同体構成員届出書 (別紙3)」、「共同体協定書 (別紙4)」、「共同体委任状 (別紙5)」は該当する場合にのみ提出すること。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間：令和6年2月11日 (日) から同年3月12日 (火) まで (休館日を除く。) 午前9時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 企画提案書 (様式1、2)

※別添「令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託仕様書」を参考に提案してください。

イ 社会的課題への取り組み状況 (様式3)

ウ 見積書 (任意様式)

エ その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

8部 (正本1部、副本7部)

④ 提出方法

第2の3の(5)の②の提出書類 (以下「企画提案書等」という。) を受付窓口まで持参又は特定記録郵便等、必ず配達記録が残る方法により提出してください。ただし、第2の3の(5)の①の受付期間 (以下「企画提案受付期間」という。) に必着とし、特定記録郵便等の場合は、受付窓口に電話により到達の確認をしてください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格 (無効) 事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 応募者 (「令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託プロポーザル参加申込書 (別紙2)」を受付窓口に提出した者のことをいう。以下同じ。) が企画提案受付期間に企画提案書等を提出しない場合

イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 募集要項に記載した条件等を充足しないと認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者の選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的開示した場合
- ク 委託費の上限を超える見積額の提案をした場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出された企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の企画提案書等の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

企画提案受付期間が経過した後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微な修正を除く。）。

⑤ 返却等

提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て応募者の負担とします。

⑦ その他

ア 応募者が企画提案受付期間内に企画提案書等の提出をしない場合は、辞退したものとします。

イ 応募者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要項及び別添「令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議の開催日前日（評価会議開催日前日が休館日の場合にあつては、その直前の開館日）の正午までに、「令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運營業務委託プロポーザル参加辞退届（別紙6）」を受付窓口を持参又は特定記録郵便等、必ず配達記録が残る方法により申し出てください。

※ 特定記録郵便等の場合は、受付窓口で電話により到達を確認してください。

オ 応募者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口となってください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された評価会議（令和6年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託プロポーザル評価会議）が行います。

なお、評価会議では、提案者（企画提案書等を提出した応募者のことをいう。以下同じ。）が提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行った上で質疑応答を受け、それらの内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査し、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和6年3月下旬（予定）の県の指定した時間に開催します。

(2) 開催場所

県が指定する場所（岐阜県不破郡関ヶ原町内）

(3) 企画提案の時間（予定）

- ① プレゼンテーション 20分間以内
- ② 質疑応答 10分間程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時及び開催場所、各提案者の開始時間は後日通知します。
- ② プレゼンテーションに参加する人数は、1提案者当たり2名までとします。
- ③ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案受付期間内に提出した企画提案書等のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ④ 評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ プロポーザルに参加した提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ⑥ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

- (1) 各評価会議構成員において別表「評価項目及び評価内容」に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- (2) 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

順位	1位	2位	3位	4位	5位
----	----	----	----	----	----

(例)	順位点	5点	4点	3点	2点	1点
-----	-----	----	----	----	----	----

- (3) 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- (4) 最も順位が高い者を最優秀提案者として選定します。
- (5) 各評価会議各構成員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点(6割)を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに各提案者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称(申込順)
- (3) 全提案者の評価点(得点順)
※価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合は公表しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者(最低基準点を満たした者に限る)と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 企画提案内容の遂行

受託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、委託業務を遂行するものとする。

2 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

3 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

4 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

5 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

6 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

7 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、評価会議の開催日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、

物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原894-55

岐阜県観光国際部岐阜関ヶ原古戦場記念館企画課企画連携係

電話番号：0584-47-6070（午前9時30分から午後5時まで）

電子メールアドレス：c23116@pref.gifu.lg.jp